

朝霞市条例第6号

朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年朝霞市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。